独立行政法人国際観光振興機構 契約監視委員会 2020年度(第1回)議事概要

88/# 🗖	0000/TC P00 T(/l/)			
開催日	2020年6月23日(火)			
場所	独立行政法人国際観光振興機構 本部会議室			
出席委員氏名	委員長 戸 田 次 郎 (国際観光振興機構監事)			
	委員 今 井 和 男 (弁護士)			
	委員 杉 本 賢 司 (公認会計士、税理士)			
	委員 西村 幸夫(國學院大學新学部設置準備室長・教授)			
	委員 大塚 美智子	(国際観光	振興機構監事)	
審査対象期間	20	019年10月	月1日 ~ 2020年3月31日	
抽出案件	4 件	(備考)		
(内訳)		契約件	名:	
一般競争入札	0 件	契約相	手方: (別紙のとおり)	
指名競争入札	0 件			
随意契約	4 件	契約締	結日:	
	意見·質問 回答			
I		(別紙のとおり) (別糸		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	(別紙のとおり)		(別紙のとおり)	
	(別紙のとおり)		(別紙のとおり)	
それに対する回答等				
それに対する回答等 委員会による意見の具 申又は勧告の内容		別紙のとお	(別紙のとおり)	
それに対する回答等 委員会による意見の具 申又は勧告の内容 議題1. JNTOにおけるブ		-	(別紙のとおり)	
それに対する回答等 委員会による意見の具 申又は勧告の内容 議題1. JNTOにおけるブ	プロモーションの現状	-	(別紙のとおり) らり 況等について	
それに対する回答等 委員会による意見の具 申又は勧告の内容 議題1. JNTOにおけるプ 議題2. 2019年10月1	プロモーションの現状	での契約状 別紙のとお	(別紙のとおり) らり 況等について	
それに対する回答等 委員会による意見の具 申又は勧告の内容 議題1. JNTOにおけるプ 議題2. 2019年10月1	プロモーションの現状 日から2020年3月31日まで	での契約状 別紙のとお	(別紙のとおり) らり 況等について	
それに対する回答等 委員会による意見の具申又は勧告の内容 議題1. JNTOにおけるプ 議題2. 2019年10月1 議題3. 公益法人に対す 議題4. 2019年度調達	プロモーションの現状 日から2020年3月31日まで	での契約状別紙のとま て 別紙のとま 評価及び	(別紙のとおり) らり 記等について らり	

(万里市以)			
議題1. JNTOにおけるプロモーションの現状			
報告内容	・コロナ禍での今後の情報発信・プロモーションの拡大に向けて、段階的なステップを示したロードマップに基づき説明。		
	意見•質問	回答	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	①コロナ禍において、JNTOの動き方、 考え方やプロモーション等がより質的 に高い、国民に対し非常に説得力の 高いものにしていくことは非常に重要 なミッションであると認識している。	①地方や自治体、DMOと様々な議論・相談をしながら、 今後のプロモーションの在り方を考えていきたい。	
	②本年度のJNTOのプロモーション予算は、前年度と比べてどのようになっているか。また、予算執行の時期についてどうのような考え方か。	②反転攻勢に向けた補正予算等対前年度2.5倍の予算を頂いている。頂いた予算を適時適切に効果的に執行するため、今年度に使い切るのではなく、次年度に繰り越せるものは次年度に繰り越すなど、執行時期についてはフレキシブルに対応していく。	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし		

議題2. 2019年10月1日から2020年3月31日までの契約状況等について【契約状況全般】			
	意見·質問	回答	
それに対する回答等	外国随意契約については、見積もり合わせを行い、一定の競争性を確保している理解で間違いないか。	然り。	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし		

【抽出事案1】随意契約力	5式(緊急随意契約)			
【契約件名】 「Covid-19」に係る迅速かつ正確な情報発信事業		【契約相手方】ソリッドインテリジェンス株式会社		
【契約金額】29,998,100円		【契約締結日】2020年3月13日		
	意見·質問		回答	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	①緊急随契により契約しているが、ど のような場合、緊急随契としているの か。		①JNTOでは、緊急の必要により競争に付すことができない場合には、随意契約によることができると規定している。 新型コロナウイルス感染症発生後の状況下において、日本政府は3月10日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第二弾を新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第二弾を新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定し、同対応策においてJNTOを通じた迅速な情報発信について言及しており、当機構としては、一刻も早い対応が必要であると判断したものである。	
	②契約の相手先をソリッドインンス株式会社とした理由は何		②同社は、これまでに事業実績があり、既に構築した体制を活用することができ、かつ、JNTOウェブサイトやSNSツールの知見を習熟しており他の事業者と比較しても効果的・経済的であったためである。	
	③本事業ではどのような取りい、内容(契約の中身)は具体のようなものとなっているのか	本的にど	③JNTOが運営するウェブサイト等における「COVID – 19」関連情報の更新及びソーシャルリスニング手法等の活用を通じた主要市場における情報収集等実施の2点。	
			④情報発信については、6月中に観光施設等が開館してくると思われるため、一旦は6月末で終えることとしている。	
	【意見】 緊急随契は、競争性がないと から契約額の妥当性等につい かりと説明責任を果たしている ある	いて、しつ		
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし			

【抽出事案2】随意契約方			
【契約件名】	致力の強化に係るコンサル	【契約相 [:]	手方】NECソリューションイノベータ株式会社
【契約金額】19,883,098円 【契		【契約締	結日】2020年2月7日
	意見·質問		回答
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	①本事業の概要および内容(中身)は具体的にどのようなもなっているのか。また、「基盤は何か。	ものと	契約内容は以下3点である。 ① MICE誘致業務の整理や業務上のボトルネックや課題の洗い出しのための現状調査 ② マーケティングオートメーションの機構における活用に向けた施策及び職員が実施すべき業務の概要検討 ③ ①②をもとに必要となるシステムの要件検討 また、基盤整備について、現在JNTOで利用している顧客管理(CRM)システムのサービスならびにその中に格納しているMICEプロモーション部の活動実績等の情報をもって「基盤」と呼んでいる。「基盤整備」においては本事業にて現状調査した結果等をもとに改善するべき点を
	②企画競争の結果、2者の企の中から、NECソリューション・タ(株)の企画提案を採用した何か。	イノベー	修正するとともに、サービスのアップデート、データ格納方法やサービス利用方法の効果最大化を進める事とし、また、BtoBセールスにおいて一般的となっているMA(マーケティングオートメーション)の設置を行うことを指している。 ②他社と比較して、課題解決に向けたコンサルの段階や事業者側とJNTO側の作業分担が明確であるとともに、MIとCのターゲットを分けた段階的改修提案は現実的であったためである。
	③当該事業の効果の測定方法 ようなものを予定しているのか		③当該事業はMICEプロモーション部のデータ基盤整備の複数年計画の初年度の事業として、2年目以降整備するべき基盤の要件を定義することを目的として実施した。そのため、本事業においては、事業結果として基盤整備の要件定義並びにそれに資する課題の抽出と対応する改善案を整理した。 なお、前述の複数年計画の「基盤整備」においては、最終的に国際会議並び企業会議・インセンティブ旅行のリード増加を目標としており、2020年度以降実施するウェブサイトでのMAやその他取り組みにより基盤内に整理されたリード数の測定をもって、本事業を含む複数年計画の効果測定を行うこととしている。
	④実際の国際会議誘致の経験ると、開催地の決定要素は様り、当該事業におけるデータが実際の国際会議誘致に効果が疑問である。	々であ 舌用が、	④当該事業は、データ収集基盤を整備する事業であり、 収集したデータの活用方法については、ご指摘を頂いた 意見を踏まえ、しっかりと検討していきたい。
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし		

【抽出事案3】随意契約方式(企画競争方式) 			
【契約件名】 2019年度タイ市場におけるインフルエンサー等招請、 広告宣伝事業及びメディア招請、旅行会社招請事業		【契約相手方】株式会社博報堂	
【契約金額】134,999,230円		【契約締結日】2020年3月31日	
	意見·質問		回答
	①契約日は3/31であるが、E両国において新型コロナウィ東時期が不明である中、招記可能と判断した理由は何か。履行となるリスクはないか。まの事業予定について。	ルスの収 情事業が 債務不	① ・契約日の理由 新型コロナウイルス流行収束後の反転攻勢に向けて、 収束次第速やかに効果的なプロモーションを実施するための十分な準備期間や、各招請地域等との連絡調整に 要する十分な準備期間を確保するため、特定後事業者 と仕様書の調整が終了した段階で契約を締結した。招 請事業は現在締結の契約の履行期限までに終了できない可能性もあり、履行期限延長も想定しており、支払時 期も後払いとなっていることから、債務不履行のリスクはない。
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	②新型コロナウィルス禍にお 的にどのような事業実施方法 ているのか。また、従来ベース 遂行と比較しコストはどうなる	を検討し スの事業	・今後の事業予定 現段階ではオンライン広告宣伝事業の一部として、特設ウェブサイト制作に着手済みで、公開に向けて、ロゴや広告クリエイティブ等の作成を開始している。 ②招請事業については渡航規制が解除され、十分安全に旅行可能と判断される時期の事業実施を想定し、履行期限の延長等行った上での実施を予定している。また、コスト面は感染対策費用等について、現契約の仕様書中にも緊急対応等のフォロー項目を設けており、契約金額内にて対応予定としている。
			オンライン広告宣伝事業については特設ウェブサイトの制作に着手済であり、将来の訪日に繋がる機運醸成を目的とし、招請予定インフルエンサーの過去の訪日体験メッセージ等を6月中より公開予定としている。また、招請自体の情報発信は安全な旅行が可能となった段階で実施を想定している。なお、オンライン広告宣伝事業のコストについては直接的な往来を伴わない作業工程のため、コスト増加の要因はないと想定している。
	③今回の契約は、全部で4つ 一つの契約にまとめて契約を が、まとめて契約した方が効か、また経済的であったのか	している 率的なの	③今回は、事業の連続性ということで、4つの事業を一括契約したが、たとえば成熟化した市場では、ある程度きちんと事業を分けて契約をしているので、今回のタイ市場についても将来的には市場の成熟度をみて、検討していきたい。
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし		

【抽出事案4】随意契約方式(外国随意契約)				
【契約件名】 韓国市場における訪日旅行促進のための旅行会社・ 航空会社等との共同プロモーション事業		【契約相手方】 株式会社ベクトルコム		
【契約金額】 31,978,896円 (KRW 315,997,000)			【契約締結日】 2019年10月7日	
	意見·質問	Į.	回答	
	①韓国市場は、政治的対立なベルにも反映した影響もあり、客数が減少したが、10月に当を契約した理由は何か。また容はどのようなものであったの	、訪日来 該事業 、契約内	①成熟した韓国市場においては、新たな旅行商品の造成および販売を促進することが重要であり、本事業を計画したが、2019年7月日本政府の輸出規制強化措置への反発から、韓国において日本関連商材(旅行を含む)不買運動が発生し、日本関連広告が一斉に中止されたため、事業の実施可否を慎重に見極めていた。8月後半頃、日本関連広告が再開され始めたため事業実施の見通しが立ち、悪化した市場状況の早期改善にも寄与すると判断の上、調達を開始、10月7日に契約を締結した。	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	ける当該事業の効果の測定さ	方法はど	②実施した広告の媒体接触人数および販売された旅行商品による送客数により事業効果を図り、それぞれに目標数を上回った。市場状況が不安定な中でも一定の効果があったものと考えている。	
	③外国随契としているが、随意なった具体的な理由は何か。 約の相手先である株式会社へ ムは、住所は韓国だが、会社本語のようであるが、どのよう 者なのか。	また、契 ベクトルコ :名は日	③反日機運の緩和時機を逃さずに事業を実施するため、早期に調達を行う必要があり、現地旅行会社、航空会社等との共同広告の実績や専門能力を重視する必要があったため、見積もり比較による外国随意契約を採用した。 なお、受注事業者である株式会社ベクトルコムは、日本に本社を置く大手PR会社である株式会社ベクトルの関連企業であるが、韓国国内で法人登記のある韓国企業である。	
	④韓国市場は、10月頃から関のため訪日客数が回復したとが、例年通りの推移をしただいか。	さいえる	④当然ながら関係改善以外にもそういった季節柄の理由など、複数の理由が合わさって増加したと理解している。	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし			

お告内容 お告内容 お告内容 お告した。				
(該当なし) (該当なし) [契約相手方](該当なし) [契約相手方](該当なし) [契約相手方](該当なし) [契約4年](該当なし) [契約4年](該当なし) [契約4年](該当なし) [國籍4 2019年度調達等合理化計画に対する自己評価及び 2020年度国際観光振興機構調達等合理化計画の点検 - 本計画は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日開議決定)において、「現行の随意契約見直上計画の枠組みや契約実績の公表について人置しを行い、調達の動態があれたが、」の主に基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつ合理的な調達を促進できるよう、制定するものである。 ・ また、「独立行政法人に対ける調達等合理化の財産が指面の策定及び自己評価の際の点 検を行うしまるため、2019年度の調達等合理化計画の第一次といって、「要約整理委員会は、訓練客合理化計画の策定及び自己評価の際の点 検を行うしまるため、2019年度の調達等会理性の計画の表で表し、その評価を踏まえて策定した2020年度の訓達等合理化の調達等合理化計画のである。 委員からの意見・質問、 それに対する回答等 (該当なし) 【その他全体を通しての委員からの意見・質問等] 委員からの意見・質問 報道等で再委託の問題が大き(取り上げられているが、JNTOにおける取り上げられているが、JNTOにおける取り上げられているが、JNTOにおける取出である。 を負合による意見の異しており、また、契約書においても更が記ります。との表する際に、企画競争記のは企業を発展しており、また、契約書においても更が記ります。といといる主意の表する際に、企画機楽者に感り込むという要件を限しており、また、契約書においても更が記りまままれているまれの事の事とならないよう、当委員会等外部からの監視は重要である。 委員会による意見の具	議題3. 「公益法人に対する支出の点検・見直し」について			
[契約件名](該当なし) [契約金額](該当なし) [契約金額](該当なし) [契約金額](該当なし) [契約金額](該当なし) [契約締結日](該当なし) [契約締結日](該当なし) [契約締結日](該当なし) [基題4.2019年度調達等合理化計画に対する自己評価及び2020年度国際観光振典機構調達等合理化計画の点検 - 本計画は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日限議決定)において、「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実積の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定することとされたことに基づき、各法人が公正性、透明性を確保しつ音響的な調整を促進できるよう、制定するものである。 - また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日終末を指決)とおいて、「契約監視委員会は、副選等合理化的取組の推進について」(平成27年5月25日終末を行うとあるため、2019年度の調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月26日終末を行うとあるため、2019年度の調達等合理化計画の自己評価と、その評価を踏まえて策定した2020年度の調達等合理化計画について審議するものである。 委員からの意見・質問、それに対する回答等 意見・質問 報道等で再委託の問題が大き(取り上げられているが、NNTOにおける取名に対する回答等) (該当なし) [表別ないる意見の異 相はどのようになっているが、NNTOにおける取るといる要件を担しており、通切に行っているところである。 [意見] 単機構の取組が恣意的な運用とならないよう、当委員会等外部からの監視は重要である。 委員会による意見の具 4種にかり、進行にかり、通切に行っているところである。	て審議することとなった	(該当なし)		
(該当なし) 審議概要 (該当なし) 審議概要 (該当なし) 議題4.2019年度調達等合理化計画に対する自己評価及び2020年度国際観光振興機構調達等合理化計画の点検 ・本計画は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日間議決定)において、「現行の随意契約見直計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定することとされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう。制定するものである。・また、「独立行政法人における調達等合理化の取解の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)において、「契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行う」とあるため、2019年度の調達等合理化計画の管定及び自己評価の際の点をを行うにあるため、2019年度の調達等合理化計画の自己評価と、その評価を踏まえて策定した2020年度の調達等合理化計画について審議するものである。 委員会による意見の具申又は勧告の内容 (該当なし) 「表見・質問報道等で再委託の問題が大きく取り上げられているが、JNTOにおける取免を説明書の中で再委託等の予定を企画提案書に盛り無というで表した。対しているが、JNTOにおける取録を説明書の中で再委託等の予定を企画提案書に盛りませたいるとという要件を課しており、連切によいよう、当表に対する回答等相はどのようになっているか。 「意見」当機構の取組が恣意的な運用とならないよう、当委員会等外部からの監視は重要である。 委員会による意見の具 はないよう、当委員会等外部からの監視は重要である。	審議における観点	(該当なし)		
審議概要 (該当なし) 議題4.2019年度調達等合理化計画に対する自己評価及び 2020年度国際観光振興機構調達等合理化計画の点検 ・本計画は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定することとされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつの全理的な調達を促進できることとされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつ。方理的な調達を促進できることとされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつ。主た、「独立行政法人における調達等合理化の類組の推進についてJ(平成27年5月25日総務大臣決定)において、契約監視委員会は、調達等空理化計画の角己評価と、その評価を踏まえて策定した2020年度の調達等合理化計画の自己評価と、その評価を踏まえて策定した2020年度の調達等合理化計画の自己評価と、その評価を踏まえて策定した2020年度の調達等合理化計画のの自己評価と、その評価を踏まえて策定したれた対する回答等 意見・質問、表れに対する回答等 意見・質問、報道等で再委託の問題が大きく取り上げられているが、JNTOにおける取扱を説明書の中で再委託等の予定を企画提案書に強り込むという要件を課しており、また、契約書においても一括再委託等の券止と再委託及び再委託内容等の変更についても事が課を表別と表別を提供を表別と表別を説明を記述されているところである。 を員会による意見の具ははならないよう、当委員会等外部からの監視は重要である。	【契約件名】(該当なし)		【契約相手方】(該当なし)	
議題4. 2019年度調達等合理化計画に対する自己評価及び 2020年度国際親光振興機構調達等合理化計画の点検 ・本計画は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について頁直しを行い、調達に関する新たなルールを変することとされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確か	【契約金額】(該当なし)		【契約締結日】(該当なし)	
2020年度国際観光振興機構調達等合理化計画の点検	審議概要	(該当なし)		
いて、「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定することとされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、制定するものである。 ・また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)において、「契約監視委員会は、調達等合理化計画の禁定及び自己評価の際の点検を行う」とあるため、2019年度の調達等合理化計画について審議するものである。 委員からの意見・質問、それに対する回答等 (該当なし) ((該当なし) (((談当なし) (((談当なし) (((((((((((((((((((((((((((((((((((ξ	
それに対する回答等		関する新たなルールを策定する」こととされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、制定するものである。 ・また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)において、「契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行う」とあるため、2019年度の調達等合理化計画の自己評価と、その評価を踏まえて策定		
「その他全体を通しての委員からの意見・質問等] 一		(該当なし)		
意見・質問 回答 報道等で再委託の問題が大きく取り上げられているが、JNTOにおける取出はどのようになっているか。		(該当なし)		
要員からの意見・質問、というである。	【その他全体を通しての多	長員からの意見・質問等】		
委員からの意見・質問、それに対する回答等 出はどのようになっているか。 競争説明書の中で再委託等の予定を企画提案書に盛り込むという要件を課しており、また、契約書においても一括再委託等の禁止と再委託及び再委託内容等の変更についても事前承諾を義務として課しており、適切に行っているところである。 【意見】 当機構の取組が恣意的な運用とならないよう、当委員会等外部からの監視は重要である。 歩におし		意見•質問	回答	
当機構の取組が恣意的な運用とならないよう、当委員会等外部からの監視は重要である。 委員会による意見の具 ・特にお		上げられているが、JNTOにおける取	競争説明書の中で再委託等の予定を企画提案書に盛り 込むという要件を課しており、また、契約書においても一 括再委託等の禁止と再委託及び再委託内容等の変更 についても事前承諾を義務として課しており、適切に	
		当機構の取組が恣意的な運用とならないよう、当委員会等外部からの監視		
<u> </u>	委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし。		